# 愛知地方最低賃金審議会 第2回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和6年7月29日(月) 午後1時30分~午後4時10分

場 所 桜華会館 2 階 梅の間

出 席 者

(公益代表委員) 中山委員、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、寺田委員、松村委員

(使用者代表委員) 梶原委員、古閑委員、堀江委員

(事務局)高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、 佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、吉田賃金調査員

議 題 (1) 令和 6 年度愛知県最低賃金の改正について

(2) その他

# 議事

## ○佐藤賃金指導官

事務局より御案内をいたします。

本日の専門部会は公開となっております。そのため冒頭の撮影が予定されております。冒頭の撮影終了後に開会となりますのでよろしくお願いしたいと思います。 それでは撮影の方を可能といたします。どうぞ。

(冒頭撮影)

では撮影はここまでとさせていただきます。

#### ○佐藤賃金指導官

開会前に本日の資料について御説明をしたいと思います。お手元の会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1からNo.4の資料をお配りしております。御確認していただきますようお願い申し上げます。もし不足等がございましたらお申し出てください。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山徳良部会長にお願いをしたいと存じます。よろ しくお願いいたします。

#### 〇中山部会長

皆様こんにちは。ただ今より第2回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。 事務局は委員の出席状況について報告してください。

## 〇佐藤賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名全員が御出席、労働者代表 委員は3名全員が御出席、使用者代表委員は3名全員が御出席となっております。 委員9名全員が御出席されています。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に 規定する定足数、全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席 を満たしておりますことを併せて御報告申し上げます。

## 〇中山部会長

ただ今、事務局より定足数を満たしている旨の報告がございました。

それでは、次第に従いまして議事を進めていきたいと思います。

議題(1)「令和6年度地域別最低賃金の改正について」です。本日の資料について、事務局より説明がございますけれども、それとともに中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対し答申された内容についての伝達も併せてお願いいたします。

### 〇平井賃金課長

着座にて失礼いたします。

説明の前にまず、厚生労働省の方から地方最低審議会の審議において委員の皆様に御視聴いただくよう、中央最低賃金審議会の藤村博之会長からの目安の答申に当たってのビデオメッセージが先週金曜日7月26日の夜に届きました。本来なら7月26日に開催いたしました目安伝達の本審議会において視聴いただくことが最良でしたが、送付が間に合わず申し訳ありませんでした。

本日第 2 回の愛知県最低賃金専門部会において、示された目安を参考にして審議がこれから本格化していくものと思われますので、その前に、少しお時間を頂いて、この場で皆様に御覧いただきたいと思います。

準備いたしますので、少しお待ちください。

#### 〈ビデオメッセージ視聴〉

#### 〇藤村中央最低賃金審議会会長

皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。今日は本年度の目安審議について皆さんにその審議がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることになりました。これは、令和5年4月6日に取りまとめられました「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」の中で、目安の位置付け、その趣旨が地方最低賃金審議会の各委員の皆さんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受けまして目安の位置付け、趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会において 取りまとめられました令和 6 年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の 皆様に直接伝達されるように、私からこういう形でお話をすることになりました。

この取り組みというのは昨年に続きまして 2 回目となります。御視聴いただく皆様にはこれから本格化する本年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論にあたり、改めて目安をどのようにとらえて参考にしていただきたいのか、また本年の公益委員見解の趣旨について理解を深める

機会としていただきたいと思います。

それでは最低賃金の位置付け、考慮要素について先ずはお話をしておきたいと思います。最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保証することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたりまして考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思います。

まず、最低賃金は、法定の3要素であります労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すということになっております。また、近年は政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正というところにございます。

さらに、目安の位置付けについて申し上げたいと思います。目安は、令和 5 年全員協議会報告や、令和 6 年度目安小委員会報告に記載をしておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ということを改めて申し上げておきたいと思います。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることも十分にありうるというふうに理解をしておいてください。地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている 3 要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では次に、令和 6 年度目安のポイントについてお話をしておきたいと思います。今年の目安についても、3 要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で 5 回に渡って真摯に議論を重ねました。3 要素のうち何を重視するかというのは年によって異なります。今年は昨年に引き続きまして消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持するという観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについてお話をしておきたいと思います。まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合は平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっていらっしゃる者もいると考えられる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案しました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購

入頻度があるものであるというふうに総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に3要素のうち2番目、賃金については、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認をすることができました。 具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に3つ目、通常の事業の賃金支払能力です。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で令和 5 年は 6~9%程度で推移をしております。また令和 6 年の第一四半期は 7.1%となっております。従業員一人当たり付加価値額などの他の指標も高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認をいたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということにも留意をしております。

こうした 3 要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて今年度は特に生活必需品を含む支出項目に限って見た場合の平均5.4%の上昇などを勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年は5.0%、50 円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域 別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされて いることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に 対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要と考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移をしております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されています。

一方で各ランクの目安額については、令和 5 年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目 安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得る。けれども各ランクの引上げ額が同額であった 場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、A ランク 50 円・4.6%、B ランク 50 円・5.2%、C ランク 50 円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しになりますけれども、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います。

この結果仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金 審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられるという ふうに認識をしております。こうしたことも踏まえ、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今 年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続 的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚 生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止 法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、年収の壁を意識せずに働くこと ができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に 盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあります。従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については 10 月 1 日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに 波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきとい う意見があることは承知をしております。

令和 5 年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思います。

最後に以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論をおこなったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待をしております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目をしていきたいと思っております。以上です。今年度もよろしくお願いいたします。

#### 〇平井賃金課長

以上でビデオの視聴は終了いたします。

続きまして資料の方ですが簡単に御説明をさせていただきます。

1ページからの資料 No..1 ですが、これは今程会長のお話にもありました「令和 6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」でございます。 3ページからの「公益委員見解」それと 26ページからの小委員会報告でございますが、先般 7月 26日の審議会において御説明をさせていただいております。

3ページ、別紙1「公益委員見解」の項目1に引上げ額の目安の表がございます。 愛知県を含むAランクの引上げ額目安は50円となっています。

38ページの資料No..2でございますが、これは先日もお伝えさせていただきました「令和6年最低賃金に関する基礎調査に基づく総括表」です。7月26日の審議会において説明させていただいた同じ資料は7月17日付けの暫定値版でございましたが、本資料は7月21日付けの確定値版となります。

39ページからの、横書き左上に「総括表(1)」と記載のものは全産業についての集計となっております。

7月 26 日本審配布資料からわずかに人数の変動がありますので、黄色で色付けしています愛知県最低賃金時間額 1,027 円に対する未満率 0.9%これには変動はございません。上昇する賃金額に応じた影響率、1,027 円以降の合計欄に記載されたカッコ内の数字割合が若干変動しております。本資料の数字が確定値となります。

45ページからの、横書き左上に総括表(2)と記載のものは、全産業についての集計で、性別年齢別表となっています。

46ページの資料 No. 3 影響率・未満率の推移(平成 26 年度~令和 5 年度)及び 50ページの資料 No. 4 最低賃金引上げ状況等の推移(愛知)令和 5 年度も、7 月 26 日の本審で配布した資料と同じものです。

また、別途資料としまして、中央最低賃金審議会の目安小委員会の4回目と5回目の資料も新たに添付をさせていただきました。また後程御確認をいただければと思います。事務局からは以上です。

#### 〇中山部会長

ただ今、事務局から説明がありました内容について、何か御質問等はございますでしょうか。あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

( 質問等なし )

#### 〇中山部会長

先日の第1回専門部会では、本年度における愛知県最低賃金の改正審議に向けた 労使双方からの基本的なお考えを伺っております。 本日は中賃の目安金額も示されておりますので、改正金額を含めまして、改めて 労使各側のお考えをまず伺いたいと思います。

それでは、労働者代表委員の方からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### 〇寺田委員

労働側代表の寺田です。よろしくお願いいたします。目安金額についてですね、まず、中賃より目安額が示されたことで労働側としての受け止めを申し上げさせていただきたいと思います。

先週正式に示されたのでその受け止めとして、本年度中賃で特に消費者物価の資料の御説明にあったように物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視したという御意見が出されました。その目安額は ABC ランクすべて 50 円という金額で出ておりました。引上げ幅引上げ率ともに過去最高であるということもお聞きしておりまして、最低賃金の引上げの流れが今年度も継続されてセーフティネットとしての機能が強化されていると捉えております。

また、答申の内容で、「地方最低賃金審議会の期待等の項目」にありますとおり、 もちろん会長からのメッセージということで、地域経済、雇用の実態を見極めつつ 自主性を発揮することを期待されており、また今年度の目安は最低賃金が消費者物 価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあるこ と、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものである 旨が記載されており、愛知においてもしっかりと状況を把握しつつ、ふさわしい地 域別最低賃金がどうあるべきかをしっかりと議論を進めてまいりたいと思います。

これまでも本審において我々は基本的な考えをお伝えしてきたとおりでございます。

その中でも我々として物価上昇、賃上げの流れ、実質賃金も考慮しつつ、本審の1回目でもお示しさせていただいた連合リビングウェイジの愛知版により算出した 1,100円を基準に審議に臨んでいきたいなと思っています。しっかりと実情も踏まえつつこちらを軸に臨んでまいりたいということでよろしくお願いいたします。以上になります。

# 〇中山部会長

はい、ありがとうございました。続きまして、使用者代表委員の方からお願いしたいと思います。

## 〇梶原委員

はい、私の方から、基本的な考え方は前回申し上げた通りというところなのですけれども、今回過去最大の引上げ幅 50 円というようなことを示されたということに対しましては大きな懸念をもって受け止めているというのが正直なところでございます。申し上げるまでもないですけれども、企業をめぐる課題、海外の問題、不安定な海外情勢、物価上昇、様々な課題がまだまだ解決されていないというよう

な状況の中で今年の春はやむを得なく賃上げを実施しました。いわゆる防衛的な企業がたくさんいるというような事実を踏まえますと、今回大幅な引上げが特に中小、小規模企業に与える影響、事業の継続、それから雇用、ひいては地域経済というようなところで大きな影響を与えるのではないかというようなことで懸念を持っているというようなところでございます。

我々使用者側といたしましても最低賃金を引上げる必要性、重要性というのは勿論理解はしているんですけれども、やはりこういった賃金を引上げるというものについては企業の生産性向上それから経営改善によって原資を確保することがまず前提と、そしてそれに見合う適正な引上げ額はいくらなのかというようなことを丁寧に議論をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

従いまして賃金、春の賃上げの状況、物価さまざまな状況、客観的で精度の高いデータを根拠にしながら、今年度どういった形の引上げをしていくのかというようなことを判断していきたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

## 〇中山部会長

ありがとうございます。こちらの資料「経協 REPORT」の説明をしてもらってよるしいですか。

#### 〇梶原委員

分かりました。それでは本日配付しました資料について御説明いたします。この内容は前回も若干説明させていただきましたけれども、我々が毎回春の賃上げの状況というようなことで、そこは一番重視しますよというようなことを申し上げておりますけれども、今お配りしてある資料というのは、私ども愛知県経営者協会のほうで今年の春賃上げはどうだったかというようなことです。

真ん中の四角で囲ってあるところですね、額でいきますと 13,370 円、アップ率が 4.71%というようなことで、これは全体の数字でございます。

我々がもう少し重視しているところということで、この 4.71%のもう少し中身を分解するということになりますと、ページをめくっていただきまして 2 枚めくっていただいた図表 5 の 1、5 の 2 を御覧いただきたいと思います。

図表 5 の 1、5 の 2 は、ベースアップはどうなのかというようなところです。これまた申し上げるまでもないと思いますけれども、最低賃金の引上げ、これはベースアップの額の範囲の中でやるというのが原則になりますので、じゃあベースアップはどれだけの企業が実施したのかというようなことを見ますと、75%ということで、これは図表 5 の 1 です。これは昨年より若干プラスになっております。

じゃあ率はどうなのかといいますと図表 5 の 2 になります。3.09%、全体では 4.71%ありますけれども、ベースアップの数字を見ますと 3%ちょっとということ になりますので、これが実際のベースアップ、最低賃金の引き上げる原資になりますので、こういったところを我々としてはきちんと精査しながら議論していきたい

というふうに思っております。以上です。

## 〇中山部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方の委員の方からお考えを伺いました。今後これから先議論を進めていきたいと思っておりますけれども、いったん専門部会は休会とさせていただきまして、控室で打合せを行いたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

### ( 異議なし )

#### 〇中山部会長

それでは、本専門部会を一旦休会とさせていただきます。

## (一日休会)

## 〇中山部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

ただ今、最低賃金の金額改正に向け、個別の打合せが行われましたので、労使双 方から金額改正に向けた検討内容等を改めて御意見をお伺いしたいと思います。ま ず、労働者代表委員の方からお願いします。

#### 〇寺田委員

労側の寺田です。よろしくお願いいたします。打合せありがとうございました。 打合せでお伝えさせていただいた内容について簡単にお伝えさせていただきます。

まず我々としては、先ほど申し上げたように連合リビングウェイジ愛知版により 算出しました 1,100 円ということと、本審等で御意見をいただいている 1,500 円 という御意見も考慮しつつ、我々が算出した 1,100 円を中心にお話させていただ きました。まずはこの考えをお伝えさせていただきましたということであります。

しかし公益の皆さんとお話している中で、愛知の実情を考慮していただきたいなということもありまして、物価高とか実質賃金もお話を聞いたうえで、今の現状で1,100円でいくことというのはちょっと難しいかなということでもありますので、改めて50円の目安というところで、我々としてどのような考えかというのをお伝えさせていただきましたということであります。

そこでいきますと、我々としてはやっぱり大切にしているのは、春闘の結果も一つ大切にしているということでありますので、今年の連合愛知の春闘結果が 5.27 という結果でありまして、これは全国的にもやっぱり全国の平均よりも高い状況でありますので、そちらの方を軸に考えさせていただいて、1,027 円の賃金にこの

5.27 を掛けて 54 円という形でお示しさせていただきました。

そしてその後、考え的にはやっぱり現状全国的には賃上げの結果は良かったのですけれども、A ランクの中で見ますとやっぱり東京、神奈川、関東圏でいうと埼玉、千葉そういったところに人が流れて行ってしまうと、あと大阪もそうですけれども流れて行ってしまうというところを是非歯止めをきかせないといけないということでありますので、やっぱりその A ランクのところに追いつけ、追い越せじゃないですけれども、そういったところの意味合いも含めて 54 円というふうにさせていただいているという状況であります。50 円の目安にしたときに、賃上げの状況と流出の観点からも、今のところ 54 円ということでさせていただいております。簡単ですが以上となります。

あとはお伺いしている中で、質問事項としては使側の皆さんがよく言われる賃上げのところは、最低賃金は固定のところであって、後は各使側の経営の判断に任せるということでありますので、生産性の向上と合致するということもありますし、法定の最低賃金であるということでありますので、お伺いしたいのは生産性向上についてですね、どういう取り組みをされているのかというところはお聞かせくださいということで御質問させていただいたという状況であります。以上となります。

## 〇中山部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者代表委員の方からお願いします。

#### 〇梶原委員

公使の二者会談の内容ですけれども、今労側の委員の方がおっしゃったような話 に加えつつ、御説明をさせていただいたというようなところです。

我々としましては先ほどの冒頭の回でも申し上げましたけれども、今回の目安50円というのは非常に高い数字である、課題が山積している中でここまでの引上げは難しいというようなことを申し上げたというようなところで、具体的には私どもも春の賃上げの状況について重視しているよと言うようなことなんですけれども、先ほど労側の委員の方からですけれども、連合愛知さんの調査では5%を超えていると、5.27%というようなお話でしたけれども、私共、愛知県経営者協会の調査では4.71%、これは先ほど申し上げたとおりです。もう一つこれは愛知県ですけれども、愛知県の労働局が調査しているデータ、これは4.8%ということで、行政が調査している調査4.8ですので、これは私共の調査とほぼほぼ同じような状況というようなことですので、ここらへんが上限なのかなと、これ以上となると非常に難しい状態であるのかなと、参考にする数字としてはここら辺を見ていくべきではないのかなというふうに思っております。

それから関東圏、関西圏、人が取られているというような状況は、まあ一部では そういうことがあるのかなというふうに思いますけれども、そこら辺のところは確 かにそういうふうに言われますが、特に大卒とかそういった方々が関東圏、関西圏 に人が取られているという状況と最低賃金の関係がちょっと明らかになっていな いし、そこら辺の理由はわからないというようなこともありますので、一般的には一定レベル以上のスキルを持った方というのは確かに東京の方に行く傾向が強いのかなと思っています。そうなってくると最低賃金の問題でもなく、賃金も含めて、働き方、そして実際にやりたい仕事、そういったような関係から関東の方の仕事としてやりがいを感じる人がいるという方が一定レベル以上いるんじゃないかなと、そういうようなことも感じられますので、最低賃金という関係がもしあるのであれば、そこをおっしゃっていただければなというふうに思います。

最後に労働生産性に関する取組みなんですけれども、企業においては当然生産性を上げる、それによって付加価値を高める、それによって労働者、株主、投資それから財務といろんな形で付加価値を高めようとしています。その生産性を上げるために大きく分けて二種類あると思っていて、一つは社内での取り組み、これはいわゆる働き方改革というようなところで、労働投入ですね、労働時間を短縮するような動きをするということですね、働き方改革によって、それからデジタル化というようなところで、ロボット化をしてルーチン作業を無くし、ルーチン作業をしていた人にはより創造性の高い付加価値が高くなるような業務をしてもらって、利益を拡大してもらうような、付加価値を拡大してもらうような働き方に変えていっていただくというのが社内での取組み、これは自ずからどうしても社内では限界がございます。

やはりこれから我々が非常に注目しているのは、社外いわゆるサプライチェーンのところで、適切な、前から申し上げていますけれども、原材料費が上がってくることに対する価格転嫁ができているのか、付加価値をサプライチェーン全体で適切に分配されているのかというようなことに対しては、やはりこれは対外的な社外の問題になりますので、なかなかうまくいかないというのが現状だと思います。ここ2~3 年そういった意識が強いですので、いわゆる元請けの企業さん、発注先も意識が強くなっていますので、2~3 年前に比べればそういった話し合いの場が増えていると聞いているし、実効も少しずつ上がっているというふうには聞いておりますけれども、じゃあ今年の賃上げの 4%、5%全てカバーできたのかというと、調査によっても 2 割ぐらいの企業さんは一切反映できなかったというような実績が残っていますのでまだまだ道は半ばではないのかなと思っています。

その打開策として、具体的な取り組みとしましては、いわゆるパートナーシップ 構築宣言というのを経産省がされていますので、それを行政、それから我々経済団 体、勿論連合さんもですけれども、一体になって、その宣言に対して企業さんが積 極的に取り組みましょうという動きをしています。経営者協会もまずその宣言に名 前をあげていただいて、経営者の意識も持っていただいて、それから具体的に各企 業に話合いに入ってもらって具体的な実効性を上げるというような動きを我々と しても今フォローしているような段階です。繰り返しますけれども、社内での取り 組み、社外での取り組みというような両面で今生産性向上に向けた活動を今一生懸 命にやっている状況ですが、現状はなかなか厳しくまだまだ道半ばの状況です。特 に中小、小規模事業者というのがまだまだ実効性が上がっていないというのが現実 だというふうに我々は判断しているというような状況です。以上です。

## 〇中山部会長

はい、ありがとうございました。同じく御質問について聞いておきたいことがあれば、いかがですか。

#### 〇安藤委員

今、梶原委員の方から、流出の件について御意見を頂いたのですけれども、その中で移動に関して賃金の関係性というのはちょっと言えないのじゃないかと、一定レベルの一定程度の技術レベルを持った人が移動しているのじゃないかとおっしゃられていたのですが、さっきちょっと資料を調べまして、愛知県が出している、「愛知県まち・ひと・しごと創成総合戦略 2023-2027」という資料の中では、若手の方で一般男女ともに 15~19 歳の方、20~24 歳の方は、一旦流入がそれなりに増えているのですね、愛知県の方に。そこは多分大学で愛知県に入られた方、若しくは就職で愛知県に入られた方が流入していると見ることができます。

ただ、その後に 25~29 歳になると男女ともにガクッと流出していくということになります。この若手の方が流出しているということを考えると、これ一定程度の技術レベルを持った方ではないんじゃないかというふうに私たちは見ていまして、これは賃金のところが若手の流出につながっているんじゃないかというふうに私たちは考えます。

逆に働き方ややりがいが流出の原因になるとした資料もないわけですから、若手の方がこれだけ流出しているということを考えると、どちらかというとこれは賃金に差がつくのではないかなと私たちは思っています。

また、同じ A ランクの中でも東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉は全て 2022 年、2023 年共に転出より転入の方が多い。結果、愛知県のみ転出が多いという状況になっておりますので、ここもやはり A ランクの中でも低い賃金というところが影響しているのじゃないかというふうに思いますが、これについてはどう思われるかお聞きしたいと思います。

## 〇中山部会長

御質問が出ましたけれども、資料を確認していないので、次回の冒頭にでもお答えいただいても結構ですが、いかがですか。

# 〇梶原委員

人の流出というのは、勿論賃金というのは割合として高いかも知れませんけれども、ここであくまでも議論しているのは最低賃金の話であって、人の流出に係る問題というのは、企業のいろんな最低賃金のことではなく、会社としていくら払えて、それに対する事前の価値として獲得してきたものも含めて、そのような働き方とか将来のやりがいとか、キャリアの問題とかいろいろ入ってくるかと思いますけれど

も、そういったものも含めての話だと思いますので、決して賃金だけが問題ではないというのはそういったことを申し上げており、最低賃金を引き上げることで流出が止まるかと、極端なことを言えば、賃金ではなく働き方、やりがいではないかという問いかけでございますので、そこらへんは御理解いただきたいと思います。

### 〇中山部会長

いかがですか。時間もあれですけれども。

良かったらもう一回ぐらい、はい。

## 〇安藤委員

賃金だけが、人を雇う、人を受け入れる、そこで働くためのキーワードではないということは重々承知をしておりますが、賃金が大きく係るんじゃないかということで一旦データを踏まえて話すことにさせていただきました。問題点などが生じた時点で問題提起していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

#### 〇中山部会長

はい分かりました。また次回データをお出しいただくということで、今梶原さんからあったような発言も踏まえてよろしくお願いいたします。

今労使双方から御意見をいただきましたけれども、ただ残念ながら一致には至っておりませんので、専門部会につきましては継続審議とさせていただきたいと思います。

次回は3回目となりますので、労使双方の御協力を賜りながら審議を行って部会報告を取りまとめたいと思っていますので御協力の程よろしくお願いいたします。次に議題(2)その他に入りますが、労使各側から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 〇中山部会長

では、事務局の方から連絡等あればお願いいたします。

## 〇鈴木主任賃金指導官

次回、第3回目の日程について御説明させていただきます。

次回 7 月 31 日水曜日、午後 1 時 30 分より、本日と同じ桜華会館 2 階梅の間にて開催いたしますので、御参加の程よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

#### 〇中山部会長

ただ今の事務局からの連絡に対し、何か御質問があればお願いいたします。

( 質問等なし )

# 〇中山部会長

よろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。

それでは以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、専門部会は閉会といたします。本日は、お疲れさまでした。ありがとうございました。

(令和6年7月29日)第2回愛知県最低賃金専門部会 議事録